

鳥取県告示第 688 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津原穴沢線	変更前	倉吉市津原字寺屋敷386地先から同市谷字後谷216-5地先まで	5.8~38.0	552.0
	変更後	倉吉市津原字寺屋敷386地先から同市谷字後谷216-5地先まで	12.0~51.0	511.0
		倉吉市谷字屋敷306-1地先から同市谷字初附204-1地先まで	5.8~9.9	315.0